

西東京市告示第84号

令和3年西東京市告示第112号の全部改正について

令和7年4月1日

西東京市長 池澤隆史

下記のとおり令和3年西東京市告示第112号の全部を改正する。

記

西東京市建築基準法施行細則（平成29年西東京市規則第7号。以下「細則」という。）第21条第2項の規定に基づき、市長が別に定める書類を次のように定める。

- 1 細則第21条第2項第1号アに規定する建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調書 別記第1号及び別記第1号の2
- 2 細則第21条第2項第1号イに規定する建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調書 別記第2号及び別記第2号の2
- 3 細則第21条第2項第1号ウに規定する建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調書 別記第3号及び別記第3号の2
- 4 細則第21条第2項第2号に規定する昇降機工事監理状況調書 別記第4号
- 5 細則第21条第2項第3号に規定する昇降機工事監理状況調書 別記第5号
- 6 細則第21条第2項第4号に規定する遊戯施設工事監理状況調書 別記第6号

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の日から起算して1年を経過する日までにその工事に着手する建築物の避雷設備（令和6年国土交通省告示第151号による改正前の平成12年建設省告示第1425号に規定する構造方法によるものに限る。）については、この告示による改正後の別記第1号、別記第1号の2及び別記第3号から別記第6号までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 この告示の施行の際、この告示による改正前の別記第4号及び第5号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。